教総第930号 令和2年9月29日

文部科学大臣 殿

設置者名

横手市長 髙 橋 大

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、 下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

- 施設整備計画の名称
 横手市公立学校等施設整備計画
- 2. 計画期間

令和2年度~令和4年度(3年間)

(様式2)

3.	施設整備計画の目	標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策	を図る整備
・旭小学校の校舎について、個別施設計画に基づ成を目指す。	き長寿命化を図るため改修し、令和2年度の完
(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備	
(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備	
(4) 教育環境の質的な向上を図る整備	
・横手南小学校並びに増田小学校のトイレを改修し	、、校内環境の向上を図るために整備を行う。
(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る	整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等							
小学校							
中学校							
義務教育学校							
中等教育学校(前期課程)							
特別支援学校(小学部及び中学部)							
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)							
幼保連携型認定こども園							
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)							
教員及び職員のための住宅							
学校給食施設	単独校調理場	0	箇所				
	共同調理場						
スポーツ施設	学校水泳プール	18	箇所				
	学校武道場	5	箇所				
	社会体育施設						

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	平成28年8月
国土強靭化地域計画 ^{※2}	無し	

^{※1} インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の初年度に、目標の達成状況を評価するための指標を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果は市のホームページ等で公表する。

^{※2} 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

	目標	事業区分	整備方針			事業全体の整備面積等 【負担金事業を含む】		事業全体の概算工事費 【負担金事業を含む】		事業実施		
学校等の名称			事業単位	建物区分	構造 区分	全事業期間 (契約~完成)	(㎡、箇所 等)	うち、 補助対象 面積等	(千円)	うち、対象内 実工事費 (千円)	年度 (予定)	備考
旭小学校(Ⅱ期工事)	(1)	06	大規模改造(老朽)	校	R	H31.6~H32.8	1,151	1,151	60,000	60,000	令和2年度	
横手南小学校	(4)	07	大規模改造(トイレ)	校	R	R2.11~R3.3	90	90	33,275	33,275	令和2年度	
増田小学校	(4)	07	大規模改造(トイレ)	校	R	R2.11~R3.3	83	83	22,320	22,320	令和2年度	
計									115,595	115,595		
(参考)負担金事業							_		_			
十文字小学校	_		負担金事業	校	R	H31.6∼R3.3		6,747		1,453,978	平成31年度~令和2年度	
十文字小学校	_		負担金事業	屋	R	H31.6∼R3.3		1,258		317,645	平成31年度~令和2年度	